

目 次

I 障害福祉計画の策定にあたって

1. 趣 旨	2
2. 性格と位置づけ	2
3. 策定体制、計画期間及び進行管理	3
4. 計画の内容	4
5. 圏域の設定	5

II 障害者の現状と県民の意見

1. 人 口	8
2. 障害者（障害者及び障害児）の状況	9
3. 県民の意見	15

III 計画の方向性

1. 基本理念	18
2. 方 針	18

IV サービスの提供体制の確保

1. 見込みの方法	28
2. 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び 指定地域相談支援の見込量と確保策	29
3. 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	43
4. 障害福祉サービス等の質の向上のために講すべき措置	43
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項	46
6. 就労支援方策	53

V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

1. 沖縄県全体	60
2. 北部圏域	62
3. 中部圏域	65
4. 南部圏域	68
5. 宮古圏域	71
6. 八重山圏域	74

VI 計画の推進体制等

1. 推進体制	78
---------	----

参考資料

1. 計画策定の経過等	80
2. 制度概要	82
3. 国の基本指針	85

[備考]

・「障害」の表記について

近年、「障害」に代えて、「障碍」「障がい」「チャレンジド」など、様々な表記方法が見られるようになってきています。

「障害」の表記については、国の「障がい者制度改革推進会議」においても検討項目となっており、同会議の「「障害」の表記に関する検討作業チーム」による関係者ヒアリングにおいては、「それぞれの主体がそれぞれの考えに基づき様々な表記を用いており、現時点では法令等における「障害」の表記について見解の一致を見ることができなかった」とし、同会議における検討の結果、当面、法令等においては「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指す、としています。

このような経緯を踏まえ、今回の「第3期沖縄県障害福祉計画」においては従来どおりの「障害」の表記を用いることとしますが、今後の国における検討状況も見ながら、県においても「障害」の表記方法について検討したいと考えています。